

(別紙)

クリーニング師の免許に係る各種申請 における本人確認について

○クリーニング業法施行規則の改正に伴い、令和8年4月1日から以下の申請書等に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報及び個人番号の記載が必須となりました。

- ◆ クリーニング師試験受験願書
- ◆ クリーニング師免許申請書
- ◆ クリーニング師免許証再交付申請書
- ◆ クリーニング師免許証訂正申請書

○個人番号が記載された申請書等の提出の際には、本人確認を行うことが法律上義務付けられています。本人確認では、個人番号が正確であること（番号確認）及び申請者が個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の2つを確認します。

○なお、提供いただいた個人番号等はクリーニング師の免許に関する事務においてのみ利用し、他の事務には利用しません。

○申請方法に応じた、持参する本人確認書類の組み合わせは下記のとおりです。

◆本人が対面で申請する場合

申請書と併せて、下記①又は②のいずれかの組み合わせの本人確認書類を提示してください。

本人確認書類		
①	マイナンバーカード（裏面で番号確認、表面で身元確認）	
②	以下のうち、いずれか1点 ・ 通知カード ※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る	A 以下のうち、いずれか1点（顔写真付きの身分証明書） ・ 運転免許証又は運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書
	・ マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※申請者のみのマイナンバーが記載されたもの。	B 上記書類の提出が困難な場合、以下のうち、いずれか2点 ・ 公的医療保険の資格確認書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書

●本人による郵送で申請する場合

申請書と併せて、上記①又は②のいずれかの組み合わせの本人確認書類のコピー（マイナンバーカードの場合は両面）を同封し、書留又は簡易書留郵便で郵送してください。

連絡先として、申請書に電話番号を記入してください。

◆代理人による申請の場合

代理人が申請書等を窓口に出す際は、本人確認として以下の3つの確認を行いますので、それぞれの書類を持参してください。

- ▶代理権の確認：1の書類の提示又は2の書類の提出
- ▶代理人の身元(実存)の確認：①～③のいずれかの書類の提示
- ▶本人の番号確認：Ⅰ～Ⅲのいずれかの書類の提示

代理権の確認	1	法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証する書類
	2	任意代理人の場合：委任状
代理人の身元 (実存)の確認	①	以下の書類から1点 ・マイナンバーカード ・運転免許証又は運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
	②	以下の書類から2点 ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
	③	法人の場合は以下の2点 ・登記事項証明書等 ・代理で申請窓口を訪れた方と当該法人との関係を証する書類 (社員証等)
本人の番号確認	Ⅰ	本人のマイナンバーカード又はその写し
	Ⅱ	本人の通知カード又はその写し ※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る
	Ⅲ	本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し